

市区町村	支援策名称	種類	内容	問合せ先		
仙台市	医療機関向け医療用資器材の提供	給付	<p>新型コロナウイルス感染症の更なる拡大に向け、感染症指定医療機関および協力病院、発熱患者の診療を行う仙台市医師会会員の診療所等において使用する N95 マスク等の医療用資器材について、5月に補正予算を確保のうえ購入及び配布を行った。</p> <p>引き続き感染の更なる拡大に備えて、9月補正予算を要求のうえ、発熱患者の診療及び PCR 検査を実施する医療機関向けに医療用資器材を確保し配布を行う予定。</p>	仙台市健康福祉局 保健衛生部健康政策課： 022-214-8196		
	診療所等における PCR 検査等実施に対する補助事業（予定）	助成	<p>コールセンター等での発熱患者への情報提供にご協力をいただき診療所等に対し、PCR 検査・抗原検査等の行政検査の実施件数に応じて1日当たり 6,000 円を上限に補助を行うことにより、診療所等における検査体制を拡充するもの。</p> <p>本補助事業は、発熱患者の受け入れと情報提供にご協力いただき医療機関への支援策として実施するものであり、現在、仙台市議会における予算案で議決中のため、実施は市議会における可決・成立後となる見込みである。</p>			
石巻市	国民健康保険税の減免		<p>◆対象者と減免額</p> <p>(1)新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯⇒<u>減免額：全部</u></p> <p>(2)新型コロナウイルス感染症により、令和 2 年中の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の要件の全てに該当する世帯⇒<u>減免額：表 1 で算出した対象保険税額に表 2 の減免割合を乗じて得た額</u></p> <p>○主たる生計維持者の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて 10 分の 3 以上減少する見込みであること</p> <p>○主たる生計維持者の前年の合計所得額が 1,000 万円以下であること</p> <p>○主たる生計維持者の収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること</p> <p>表 1</p> <p>対象保険税額 = <math>A \times B / C</math></p> <p>A：世帯の被保険者全員について算定した国民健康保険税額</p> <p>B：主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額</p> <p>C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得額</p> <p>表 2</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>前年の合計所得金額</td> <td>減免の割合</td> </tr> </table>	前年の合計所得金額	減免の割合	石巻市健康部健康推進課： 0225-95-1111（内線 2416）
前年の合計所得金額	減免の割合					

			<table border="1"> <tr> <td>300万円以下であるとき</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>400万円以下であるとき</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下であるとき</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下であるとき</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下であるとき</td> <td>10分の2</td> </tr> </table>	300万円以下であるとき	全部	400万円以下であるとき	10分の8	550万円以下であるとき	10分の6	750万円以下であるとき	10分の4	1,000万円以下であるとき	10分の2
300万円以下であるとき	全部												
400万円以下であるとき	10分の8												
550万円以下であるとき	10分の6												
750万円以下であるとき	10分の4												
1,000万円以下であるとき	10分の2												
		<p>※事業所の廃止や失業の場合には、前年中の合計所得金額にかかわらず、減免対象保険税額の全部を免除します。</p> <p>※表1のBの額が0円以下の場合、減免の対象になりません。※収入の減少が世帯主以外の場合、減免の対象になりません。</p> <p>◆対象となる保険税 令和元年度及び令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。</p> <p>◆申請期限 令和3年6月30日</p>											
		<p>一部負担金につきましては、「石巻市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱」を定め、事業の休廃止、失業等により著しく収入が減少した世帯については、最長6か月間の減免又は徴収猶予を実施することが可能となっています。</p> <p>低所得者について一律に減免や猶予を行うことについては、健全な国民健康保険事業の運営に支障を来す可能性があり、財源の確保が伴わないことから実施は難しいと考えておりますので御理解願います。</p>											

	石巻市事業者経営持続化助成金	<p>※中小企業者・個人事業主（医療機関も含む）に対する経営維持に対する助成</p> <p>対象者売上が前年同月比で20%以上50%未満減少した事業者</p> <p>国の「持続化給付金」の対象とならない事業者</p> <p>◆給付対象の主な要件</p> <p>《法人》</p> <p>①石巻市に本社又は本店がある。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の影響により、1か月あたりの売上が前年同月比で20%以上50%未満減少した月がある。</p> <p>③平成31年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある。</p> <p>④資本金の額又は出資の総額等が10億円未満であるか、常時使用する従業員の数が2000人以下。</p> <p>《個人事業主》</p> <p>①石巻に本店がある。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の影響により、1か月あたりの売上が前年同月比で20%以上50%未満減少した月がある。</p> <p>③平成31年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある。</p> <p>※令和元年に創業した方や売上が一定期間に偏在している事業所は特例あり。※国の持続化給付金と重複申請は不可</p> <p>◆助成額 20万円◆申請期限 令和3年1月31日</p>	
	医療機関へのマスクの支給	<p>新型コロナウイルス感染症の予防及び感染拡大防止、そして医療提供の確保と維持すべきとの観点から、医師会経由で各医療機関にマスクを配付</p> <p>①石巻市医師会 11,100枚</p> <p>②石巻歯科医師会 6,500枚</p> <p>③桃生郡医師会 2,400枚</p> <p><u>マスク配布数(合計)</u> 20,000枚</p>	
名取市	名取市医療従事者等慰労金給付事業	<p>○対象者 市内の医療機関（歯科を含む）に従事する者で、宮城県の新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の対象者として認定し給付決定通知書（以下「決定通知書」という。）を交付された者</p> <p>※県立の医療機関の従事者を除く</p> <p>○金額 1人あたり1万円</p>	名取市健康福祉部 保険センター： 022-382-2456
	名取市医療機関経営継続支援金給付事業	<p>○対象 市内の医療機関（歯科を含む）</p> <p>※県立の医療機関を除く</p> <p>○金額 1医療機関あたり20万円</p>	

角田市			市内の病院や医科・歯科診療所、保険薬局、介護老人福祉施設など計約 90 施設を対象（見込み）に特別応援金として 10 万～10 万円を支給（7/29 付河北新報より）
多賀城市			多賀城市では、現時点におきまして新型コロナウイルスに伴う医療機関向け独自支援策は実施及び予定はしておりません。
岩沼市	①新しい生活様式への対策金  ②市事業継続応援給付金		<p>①感染第 2 波への備えと「新しい生活様式」への対応を積極的に進めていただくことで、市民の健康と生命を守り、落ち込んだ地域経済を回復させることを目的とした対策金。</p> <p>市内に店舗など事業所を有し、新型コロナウイルスの感染対策や新しい働き方の導入を実施した事業者（大企業を除く）を対象に、その費用の一部を助成。※給付は 1 事業者につき 1 回限り。</p> <p>対象期間／令和 2 年 1 月 1 日(水)～9 月 30 日(水) ※契約および支払いが期間内に行われたものが対象。</p> <p>助成額／1 事業者につき上限 10 万円（税抜きの合計額で、1 万円未満は切り捨て）</p> <p>申請締切／9 月 30 日(水)</p> <p>②新型コロナウイルスの影響により、売上げが著しく減少した市内の事業者に対し、運転資金などに使用できる給付金を支給します。※給付は 1 事業者につき 1 回限り</p> <p>対象／次の全てに該当する市内事業者（大企業を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市内に店舗、工場、事務所、営業所などを有する法人および個人事業者</li> </ul> <p>※法人は営利法人（株式会社、合同会社、合資会社、有限会社）に限定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和 2 年 1～7 月のいずれか 1 カ月の売上額が、前年同月比で 50%以上減少していること、または、同期間中に 2 カ月連続して売上額が前年同月比で 20%以上減少していること</li> </ul> <p>※令和元年 8 月～令和 2 年 3 月に創業した方には特例あり。</p> <p>給付額／【応援給付金】売上額が前年同月比で 50%以上減少または、20%以上減少している月が 2 カ月連続している事業者 1 者につき 10 万円を給付</p> <p>申請締切／8 月 31 日(月)</p>

<p>登米市</p>	<p>地域医療並びに社会福祉施設等への特別支援金交付事業</p>	<p>市内の一般診療所・歯科診療所、社会福祉施設等へ支援金を交付  対象：  ①登米市内病院・診療所…64 施設  ②障がい福祉サービス事業所…73 サービス区分(67 事業所)  ③介護サービス事業所…145 サービス区分 (61 事業所)  ④保育施設等…37 施設  積算：①…1 施設当たり 60 万円、②③④…サービス区分ごとに 10 万円  新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における 登米市生活経済支援策（第3弾）まとめ（案）より  <a href="https://www.city.tome.miyagi.jp/machi/shisejoho/happyos/hiro/r2/documents/020727houdou.pdf">https://www.city.tome.miyagi.jp/machi/shisejoho/happyos/hiro/r2/documents/020727houdou.pdf</a></p>	<p>登米市役所市民生活部健康推進課： 0220-58-2116</p>
<p>栗原市</p>	<p>栗原市医療機関等特別支援金交付</p>	<p>・目的  新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抱えながら市民生活に必要な医療関係サービスを提供している医療機関等に対し、栗原市医療機関等特別支援金を交付することにより、医療機関等における感染防止対策の推進及び当該医療機関等のサービスの継続を支援することを目的とします。</p> <p>・対象医療機関  支援金の交付の対象となる医療機関等（以下「対象医療機関」という。）は、次に掲げる医療機関等のうち 2020 年（令和 2 年）9 月 1 日（以下「基準日」という。）において市内に所在し、かつ、当該医療機関等に係る医療関係サービスを提供しているものとする。</p> <p>医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 に規定する病院及び診療所（栗原市立の病院及び診療所並びに特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）第 11 条第 3 項第 7 号に掲げる医務室を除く。）  健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険薬局  あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 9 条の 2 第 1 項前段及び第 9 条の 3（同法第 12 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした施術所又は施術者  柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 19 条第 1 項の規定による届出をした施術  ただし、2020 年 9 月 1 日から申請書を提出する日までの間に廃止した医療機関等については支援金の交付の対象としません。</p> <p>・助成額</p>	<p>栗原市役所市民生活部健康推進課： 0228-22-0370</p>

			対象医療機関 1.は 100 万円 対象医療機関 1.以外は 10 万円"	
東松島市	東松島市市民生活維持協力金	給付	宮城県の休業要請はないが、市民生活の維持に不可欠でかつ密接な対人対応を要する事業者 〈対象〉病院・診療所（歯科含む）、社会福祉施設、御売市場、薬局、タクシー・運転代行、理美容、はり、あんま、きゅう、整骨・整体、葬儀場 〈金額〉1つの施設を有する事業者：15万円給付 2～4つの施設を有する事業者：25万円給付 5つ以上の施設を有する事業者及び病院：35万円給付	東松島市役所産業部商工観光課： 0225-82-1111（内線 2182、5151）
富谷市	①医療用資機材（マスク）の配布 ②店舗等消毒事業補助金 ③売上減少事業者支援事業 ④店舗等賃料補助金	助成 ②～④ その他①	①4月、5月に黒川管内の医療機関向けに黒川医師会に対して、マスクを約13700枚配布 ②対象：市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者 要件：コロナ陽性者の発生や訪問があった事業者等。外部委託による消毒費用のうち2/3、上限30万円まで補助 ③対象：休業協力対象外の事業者のうち、R2,1～6の1カ月の売上げが前年同月に比べ20%以上50%未満減少の事業者 要件・金額：1律20万円（医療機関の実績あり） ④対象：市内に店舗等の用に供するための土地または建物を賃借しており、かつR2,1～6のうちひと月の売上げが前年同月と比較して50%減少の事業者 要件・金額：賃料の1/2（上限5万円）×3カ月分（医療機関の実績あり）  ※その他、事業者向けの支援策一覧： <a href="https://www.tomiya-city.miyagi.jp/site/coronavirus1/shien02.html">https://www.tomiya-city.miyagi.jp/site/coronavirus1/shien02.html</a>	富谷市保健福祉部健康推進課：022-358-0512
大河原町	新型コロナウイルス感染対策医療機関支援給付金	給付	新型コロナウイルス感染防止対策に努めながら診療及び調剤を継続している町内の医療機関に対し、新型コロナウイルス感染防止対策に係る負担を軽減し、医療提供体制の継続及び維持を図るため、新型コロナウイルス感染対策医療機関支援給付金を交付するもの。 交付対象：保険医療機関（ただし、医療法第1条の5第2項に規定する診療所に限る）及び保険薬局 給付額：保険医療機関 1医療機関あたり30万円 保険薬局 1医療機関あたり20万円 給付要件：①令和2年8月1日現在大河原町内に所在し、交付申請時において引き続き診療等を行っていること。 ②支援給付金の交付を受けようとする場合は、規	大河原町健康推進課：0224-51-8623

			<p>定の様式により令和2年12月31日まで申請すること。</p> <p>その他：該当する医療機関へ令和2年9月1日付け通知済み。</p>	
柴田町	継続的医療提供体制支援事業	給付	<p>町内医療機関（医科・歯科）に対し、医療用物資を支給</p> <p>支給物資は、サージカルマスク、アイソレーションガウン、プラスチックグローブ、フェイスシールド等</p> <p>※サージカルマスクのみ配付済。それ以外の物資は、納品後配付予定。</p>	大河原町
	社会生活サポート事業 経営・雇用継続応援事業	給付	<p>新型コロナウイルス感染症対策を講じながら医療サービスを提供し続けている医科・歯科・調剤薬局の事業主に対して、従事者数に応じて支援金を給付。</p> <p>対象：令和2年6月30日時点で柴田町内において医科・歯科・調剤薬局を行っている方</p> <p>支援額：従事者数に応じて支援金を給付</p> <p>従事者1人の施設は、5万円。2人以上10人までの施設は、10万円。10人以降は、10人増えるごとに5万円加算。</p> <p>限度額100万円。</p> <p>※支援金の給付は、これから実施予定。</p>	柴田町役場健康推進課： 0224-55-2160
川崎町	医療機関等感染拡大防止等支援金事業	助成	<p>■目的 感染拡大を防ぎながら対応している医療機関等に対し、感染予防対策に要した費用の支援を行うもの。</p> <p>■対象施設、支援金額 等</p> <p>①病院 一施設あたり 100万円</p> <p>②診療所・歯科医院 一施設あたり 50万円</p> <p>③薬局 一施設あたり 10万円</p> <p>④介護・特養老人ホーム 一事業所あたり 50万円</p> <p>⑤グループホーム 一事業所あたり 25万円</p>	川崎町役場保健福祉課： 0224-84-6008
丸森町	丸森町医療・介護施設特別支援金（※） 他、マスク、消毒液の配布	給付	<p>1 対象施設</p> <p>令和2年7月1日時点で丸森町内に開設されており、同年2月から6月までに利用実績があった施設で、次の各号のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 厚生労働大臣が指定する保険医療機関及び保険薬局</p> <p>(2) 指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設及び指定居宅介護支援事業所</p> <p>2 支給額（1事業所につき）</p> <p>(1) 保険医療機関</p> <p>①病院 100万円</p> <p>②医科・歯科診療所 50万円</p> <p>(2) 保険薬局 10万円</p>	丸森町役場保健福祉課保健予防班： 0224-72-3019

			<p>(3) 指定介護老人福祉施設又は指定介護老人保健施設 50万円</p> <p>(4) 認知症対応型共同生活介護施設 25万円</p> <p>(5) (3)・(4)以外の介護サービス事業所 10万円</p> <p>3 申請受付期限 令和2年9月30日(水)</p> <p>・不足しているマスク、消毒液の配付</p>	
巨理町	巨理町新型コロナウイルス感染症医療施設等運営継続支援事業		<p>・事業の内容 地域医療の崩壊を未然に防ぎつつ、新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実を図り、適正な受診機会を確保し、継続安定した医療サービスの提供をしていただくため、通常の医療サービスの提供では想定されない、かかり増し経費を補助するものです。</p> <p>・対象事業者と補助限度額等 巨理町内医療施設(医科・歯科)</p> <p>補助限度額 補助率</p> <p>1 巨理町内医療施設(医科) 300千円 10/10</p> <p>2 巨理町内医療施設(歯科) 300千円 10/10</p> <p>3 独立行政法人国立病院機構宮城病院 1,309千円 10/10</p> <p>・対象経費 新型コロナウイルス感染症対策のための経費(報酬、給与、報償費、賃金、職員諸手当、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費等)</p> <p>※内容が補助金交付要綱に則し、適正なものであれば4月1日に遡り計上可能。</p>	巨理町健康推進課 健康推進班：0223-34-0524
山元町	医療・福祉施設等運営継続支援事業		<p>限度額等：30万円</p> <p>対象：町内すべての医療機関(医療機関8施設のうち、2施設が歯科診療所)</p>	山元町役場保健福祉課： 0223-37-1113
松島町			<p>医科・歯科医療機関の経営破綻阻止と一般診療継続に向けた対策</p> <p>一、地域の医療機関が経営に破綻を来さないよう、支援金の制度を設けるなどの独自の措置を実施してください。</p> <p>【回答：健康長寿課健康づくり班】</p> <p>現在のところ町独自の措置の予定はありませんが、町内医療機関等の実情把握に努めます。</p>	



		<p>一、国に対して、すべての医科・歯科医療機関が経営破綻を起こさず、日常診療を維持できるように減収補填策を講じるよう求めてください。</p> <p><b>【回答：健康長寿課健康づくり班】</b></p> <p>医療機関への財政支援については、今後も市町村長会議等を通じて国や県へ要望してまいります。</p> <p>一、各医療機関が発熱患者に対応できる体制をつくるため、動線分離や別室診療のための費用を補填する独自の給付金を支給して下さい。</p> <p><b>【回答：健康長寿課健康づくり班】</b></p> <p>国の第2次補正で地域の医療機関等へ感染拡大防止対策に係る費用の助成があり、県に申請が可能です。</p> <p>町独自の給付金等の実施予定は現在のところありません。</p> <p>一、医療用マスク、消毒液、ディスポーザブルのガウン、ゴーグルやフェイスシールド、手袋などを確保し医療機関等に支給して下さい。</p> <p><b>【回答：健康長寿課健康づくり班】</b></p> <p>感染予防の物品は、不足に備え国や県が医療機関等に対し優先的に配布するための在庫を確保している状況であると把握しています。</p> <p>患者の医療確保</p> <p>一、低所得者および収入が減少した世帯の医療保険の保険料・窓口での一部負担金の徴収を直ちに猶予し、一定所得以下については免除して下さい。</p> <p><b>【回答：町民福祉課町民サービス班】</b></p> <p>低所得者および収入が減少した世帯の保険税につきましては、国の財政支援に基づき軽減・減免措置を既に行っており、町の広報誌や広報まつしま別冊、ホームページでも掲載しているところであり、既に申請されている方も多数おります。</p> <p>医療機関等で受診した際に窓口で支払う一部負担金につきましては、医療保険の各制度間の均衡、保険制度の適正な運営等を考慮しつつ、国の財政支援の方針等を引き続き注視してまいります。</p> <p>一、受診控えによる住民の健康悪化や重症化を防止するため、住民に対して安心して医療機関を受診するよう積極的に広報して下さい。</p> <p><b>【回答：健康長寿課健康づくり班】</b></p>	
--	--	--	--

			医療が必要な方には適切に医療機関を受診していただくよう、効果的な広報活動に努めます。	
利府町	医療機関向けマスク配布事業	その他 (支給)	令和2年6月5日、医療現場において、感染の危険と隣り合わせで働いている医療従事者の皆様の感染防止に役立ててもらうため、利府町内医療機関32か所(病院2か所、医科診療所17か所、歯科診療所13か所)に合計25,000枚のマスクを配布しました。併せて、医療機関従事者の皆様へ感謝の気持ちを伝えるため、菅谷台保育所の園児たちが作成したメッセージカードもあわせて贈呈しました。	利府町役場保健福祉課： 022-356-1334